

III 監査結果及び意見

監査結果及び意見の件数一覧 水道事業及び工業用水道事業

事務所・担当課等	指摘事項	意見	計
健康福祉部 食品・生活衛生課	—	3	3
企業局 水道課	1	10	11
県央第一水道事務所	1	1	2
県央第二水道事務所 (水質管理センター含む)	—	—	—
渋川工業用水道事務所	1	5	6
東毛工業用水道事務所	—	3	3
【合計】	3	22	25

(注) 本表は、往査時に抽出した事項を便宜上、検出元の事業所ごとに集計している。対応部署は事項により異なり、企業局内の関係部署（本庁各課を含む。）において対応を要するものを含む。

流域下水道事業

事務所・担当課等	指摘事項	意見	計
県土整備部 下水環境課 流域経営係	1	1	2
県土整備部 下水環境課 計画係	—	2	2
県土整備部 下水環境課 流域整備係	—	—	—
下水道総合事務所	1	8	9
水質浄化センター（6箇所合算）※	—	1	1
【合計】	2	12	14

※ 水質浄化センターは、6箇所（県央・奥利根・桐生・西邑楽・利根備前島・平塚）に係る指摘・意見を合算して記載している。

各事務所等における個別の指摘・意見について、水道事業、流域下水道事業で同一趣旨（同内容）のものも含めている。本監査は、中長期的な視点に立ち、将来にわたる事業継続及び安定供給（安定処理）の確保に影響し得る重要な論点に着目し、重点的に整理したものである。